

件名	地方独立行政法人山梨県立病院機構の財務情報を含む法人情報の公開に関する規程
内 容	<p>1. 業務方法書改正の必要性 地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行された。 今回の法改正では、業務方法書※においても業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項が追加され、病院機構の財務情報を含む法人情報を公開し、業務の透明性を確保するため規定を整備することとした。 このため、方独立行政法人山梨県立病院機構の財務情報を含む法人情報の公開に関する規程を整備することとした。</p> <p>※業務方法書 地方独立行政法人が業務開始の際に、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。変更に当たっては知事の認可が必要となる。</p> <p>2. 業務方法書に規定した法人情報の公開に関する事項 (情報の適切な管理及び公開に関する事項) 第22条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、山梨県情報公開条例（山梨県条例（平成11年山梨県条例第54号）、山梨県個人情報保護条例並びに山梨県個人情報保護条例の解釈及び運営基準を遵守するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構行政文書管理規程（平成22年規程第32号）に基づき、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法令により規定されている場合を除き、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>3. 規程の考え方内容 病院機構は、今年度ホームページをリニューアルし、病院機構、中央病院及び北病院の理事会情報、財務情報・業務実績情報、病院概要、診療科・各部門、採用情報、入札情報など公開している。 今後公開する情報は、その都度追加していくことから、規程の内容は理念的なものとした。また、中央病院・北病院ともにホームページの企画・構成を検討する委員会を設置していることから、法人情報の公開には既存の委員会を活用することとした。</p> <p>第1条：目的 第2条：公開する法人情報 第2項：公開する情報の例示列挙 第3条：公開の方法：ホームページ、事務所備え付け、日刊新聞 第4条：情報の更新：適宜更新することとした 第5条：ホームページの企画を検討するため、委員会を設置することとした</p>
特 記 事 項	平成31年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構の財務情報を含む法人情報の公開に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構業務方法書第22条の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の業務について、透明性を確保するため、財務情報を含む法人情報のホームページ等での公開に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

(公開する法人情報)

第2条 法人は、次に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年山梨県規則第1号）等により公表することが義務付けられている情報。
- (2) 前号に該当しない情報であって、法人の意思決定に関する情報、法人が運営する病院（以下「病院」という。）が提供する医療に関する情報、公開講座に関する情報のほか、法人の業務について透明性を確保するために公開すべき情報又は法人として広く周知を図るべき情報（法人の円滑な業務運営に支障が生ずるおそれがあると認めるものを除く。）

(公開の方法)

第3条 法人は、前条に規定する情報を次に掲げるいずれかの方法により公開するものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 病院の事務局への備付け
- (3) 日刊新聞紙

(公開情報の更新)

第4条 法人は、公開している情報を適宜更新するよう努めるものとする。

(委員会)

第5条 ホームページの企画・構成に関する検討のため、病院に委員会を置く。

附 則（平成31年規程第 号）

この規程は、平成31年 月 日から施行する。